

# 京都府弓道連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は京都府弓道連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局を京都府スポーツセンター内に置く。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は、弓道を普及振興させ、体位の向上と徳操の育成に資すると共に、社会文化の発展に寄与し、併せて相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第3章 会員

第4条 本連盟は、府下の組織団体と加盟団体に所属し、本連盟の目的に賛同し、所定の手続きを経た者を以て会員とする。

第5条 本連盟の構成は、組織団体と加盟団体とにする。

1. 組織団体とは、一般社会人の団体（原則として10名以上の会員を以て構成）にして分担金を納入した団体をいう。
2. 加盟団体とは、京都府学生弓道連盟並びに京都府高等学校体育連盟傘下の加盟団体をいう。
3. 登録は随時受付する。但し、組織団体は4月末日及び10月末日、加盟団体は5月末日及び10月末日に確認する。

## 第4章 事業

第6条 本連盟は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

1. (公財)全日本弓道連盟の組織団体、京都府体育協会の加盟団体として、弓道普及に寄与する方策の樹立並びに実施。
2. 弓道の研究講習会並びに競技会の実施。
3. (公財)全日本弓道連盟の規定に基づく段級審査の実施。
4. 功労者並びに優秀射手の表彰・推薦。
5. その他本会の目的達成に必要な一切の事項。

## 第5章 役員

第7条 本連盟には次の役員を置く。

会 長	1名	・	副 会 長	若干名	・	理 事 長	1名
副理事長	1名	・	常任理事	若干名	・	理 事	若干名
監 事	2名						

第8条 本連盟の役員選出は、次によって決定する。

1. 会長は理事会において選出する。
2. 副会長、理事長、副理事長、常任理事及び監事は理事会で選出し、会長が委嘱する。
3. 理事は組織団体の責任者1名、並びに京都府学生弓道連盟、京都府高等学校体育連盟弓道部代表各1名とし、会長が委嘱する。

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、会を代表し主宰する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

3. 理事長は事務局を担当し、会務の執行に当たる。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代行する。
5. 常任理事は、業務を分担し執行する。
6. 理事は、常任理事会よりの提案事項を審議決定する。
7. 監事は、理事会に出席し意見を述べるができる。  
監事の任務は次の通りとする。
  - (1) 連盟財務の監査。
  - (2) 連盟業務の執行状況の監査。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。なお、補充増員の場合は前任者の残任期間とする。

第11条 会長は理事会に因り名誉会長、顧問、相談役を委嘱することができる。

## 第6章 会 議

第12条 本連盟は次の会議をおく。

1. 常任理事会 会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事、監事で構成し、会長が召集し議長となり、年間行事及び予算について企画立案し、運営にあたる。
2. 理 事 会 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、監事および理事で構成し、会長が召集し議長となり、常任理事会よりの提案事項について審議決定する。  
会の成立は、理事の3分の2以上の出席をもって成立し、出席する理事の過半数をもって議決する。ただし、委任状をもって替えることができる。
3. 特別委員会 会長は、事業実施上とくに必要と認めた場合は、特別委員会を構成して、その事業の推進を図ることができる。

## 第7章 経 理

第13条 本連盟の経理は会員の登録料・組織団体の団体分担金・補助金・事業収入・寄付金・雑収入等によって支弁する。

第14条 本連盟の予算、決算は理事会において審議、決定する。

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 補 則

第16条 上部団体の役員は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

第17条 団体の入会並びに退会については、理事会の承認を必要とする。

第18条 組織団体、加盟団体または会員にして、義務を履行しない場合或いは本連盟の名誉を傷つける行為のあった場合は、常任理事会において調査、審議し理事会の決定を経てその資格を失う。

第19条 本規約以外については、別途規約を定める。

第20条 本規約は、昭和28年9月1日制定し、同日施行する。

昭和58年4月1日一部改正  
平成3年4月1日一部改正  
平成9年4月1日一部改正  
平成16年4月1日一部改正  
平成19年4月1日一部改正  
平成31年4月1日一部改正